

平成 28 年度

# 特別会計補正予算書

国民健康保険特別会計補正予算 (第 5 号)

後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号)

介護保険特別会計補正予算 (第 4 号)

公共下水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

生活排水処理事業特別会計補正予算 (第 3 号)

笠木簡易水道事業特別会計補正予算 (第 5 号)

水道事業会計補正予算 (第 5 号)

鹿 児 島 県 曾 於 市



国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）



## 平成28年度曾於市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）

平成28年度曾於市の国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 177,481千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,980,413千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険税		815,763	5,289	821,052
	1 国民健康保険税	815,763	5,289	821,052
2 使用料及び手数料		110	364	474
	1 使用料及び手数料	110	364	474
3 国庫支出金		1,873,326	△60,988	1,812,338
	1 国庫負担金	1,150,917	△14,371	1,136,546
	2 国庫補助金	722,409	△46,617	675,792
4 療養給付費等交付金		295,190	△89,803	205,387
	1 療養給付費等交付金	295,190	△89,803	205,387
5 前期高齢者交付金		1,190,580	1,890	1,192,470
	1 前期高齢者交付金	1,190,580	1,890	1,192,470
6 県支出金		357,171	10,554	367,725
	1 県負担金	44,300	1,506	45,806
	2 県補助金	312,871	9,048	321,919
7 共同事業交付金		1,641,176	105,332	1,746,508
	1 共同事業交付金	1,641,176	105,332	1,746,508
9 繰入金		785,043	△14,102	770,941
	1 他会計繰入金	727,632	△14,102	713,530
10 繰越金		197,444	△144,326	53,118
	1 繰越金	197,444	△144,326	53,118
11 諸収入		2,090	8,309	10,399
	1 延滞金・加算金及び過料	13	3,590	3,603
	4 雑入	2,076	4,719	6,795
歳 入	合 計	7,157,894	△177,481	6,980,413

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		64,897	△1,690	63,207
	1 総務管理費	60,622	△1,009	59,613
	2 徴税費	3,079	△326	2,753
	3 運営協議会費	549	△172	377
	4 趣旨普及費	647	△183	464
2 保険給付費		4,308,175	△2,900	4,305,275
	1 療養諸費	3,655,079	△1,000	3,654,079
	2 高額療養費	628,896	△1,900	626,996
	3 移送費	200	0	200
3 後期高齢者支援金等		600,243	△2,137	598,106
	1 後期高齢者支援金等	600,243	△2,137	598,106
4 前期高齢者納付金等		425	4	429
	1 前期高齢者納付金等	425	4	429
5 老人保健拠出金		60	△36	24
	1 老人保健拠出金	60	△36	24
6 介護納付金		341,369	△87,680	253,689
	1 介護納付金	341,369	△87,680	253,689
7 共同事業拠出金		1,757,367	△75,970	1,681,397
	1 共同事業拠出金	1,757,367	△75,970	1,681,397
8 保健事業費		70,145	△7,072	63,073
	1 特定健康診査等事業費	31,558	△3,783	27,775
	2 保健事業費	38,587	△3,289	35,298
歳 出	合 計	7,157,894	△177,481	6,980,413





後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）



## 平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）

平成28年度曾於市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ560,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		289,722	3,260	292,982
	1 後期高齢者医療保険料	289,722	3,260	292,982
2 使用料及び手数料		11	69	80
	1 手数料	11	69	80
3 繰入金		268,261	△4,378	263,883
	1 一般会計繰入金	268,261	△4,378	263,883
4 繰越金		462	2,852	3,314
	1 繰越金	462	2,852	3,314
5 諸収入		513	△175	338
	1 延滞金及び加算金	1	25	26
	2 償還金及び還付加算金	510	△200	310
歳 入	合 計	558,969	1,628	560,597

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		26,226	△334	25,892
	1 総務管理費	25,387	△334	25,053
2 後期高齢者医療広域連合納付金		532,231	2,162	534,393
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	532,231	2,162	534,393
3 諸支出金		512	△200	312
	1 償還金及び還付加算金	510	△200	310
歳 出	合 計	558,969	1,628	560,597



介護保険特別会計補正予算（第4号）





## 平成28年度曾於市介護保険特別会計補正予算（第4号）

平成28年度曾於市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ82,044千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,483,038千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成29年2月17日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		764,839	14,174	779,013
	1 介護保険料	764,839	14,174	779,013
2 使用料及び手数料		20	89	109
	1 手数料	20	89	109
3 国庫支出金		1,562,523	△58,444	1,504,079
	1 国庫負担金	934,917	△32,882	902,035
	2 国庫補助金	627,606	△25,562	602,044
4 支払基金交付金		1,457,280	△56,374	1,400,906
	1 支払基金交付金	1,457,280	△56,374	1,400,906
5 県支出金		766,147	△32,620	733,527
	1 県負担金	745,467	△31,358	714,109
	2 県補助金	20,680	△1,262	19,418
6 繰入金		917,833	△90,622	827,211
	1 一般会計繰入金	857,833	△30,622	827,211
	2 基金繰入金	60,000	△60,000	0
7 繰越金		94,416	141,017	235,433
	1 繰越金	94,416	141,017	235,433
8 諸収入		6	1,174	1,180
	1 延滞金加算金及び過料	2	90	92
	3 雑入	3	1,084	1,087
9 分担金及び負担金		1,896	△606	1,290
	1 負担金	1,896	△606	1,290
10 財産収入		122	168	290
	1 財産運用収入	122	168	290
歳 入	合 計	5,565,082	△82,044	5,483,038

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		178,547	△3,686	174,861
	1 総務管理費	116,160	△3,447	112,713
	2 徴収費	865	△16	849
	3 介護認定審査会費	61,522	△223	61,299
2 保険給付費		5,170,416	△197,660	4,972,756
	1 介護サービス等諸費	4,449,999	△165,015	4,284,984
	2 介護予防サービス等諸費	281,877	△39,316	242,561
	6 特定入所者介護サービス等費	280,940	6,671	287,611
3 地域支援事業費		107,535	△9,397	98,138
	1 介護予防事業費	21,959	△3,433	18,526
	2 包括的支援事業・任意事業費	85,576	△5,964	79,612
4 基金積立金		123	70,168	70,291
	1 基金積立金	123	70,168	70,291
5 公債費		1,110	△1,110	0
	1 公債費	1,110	△1,110	0
6 諸支出金		94,286	△3,024	91,262
	1 償還金及び還付加算金	71,843	△3,024	68,819
7 予備費		13,065	62,665	75,730
	1 予備費	13,065	62,665	75,730
歳 出	合 計	5,565,082	△82,044	5,483,038



公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）



## 平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度曾於市の公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 6,482千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 203,346千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年2月17日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		4,271	△1	4,270
	1 負担金	4,271	△1	4,270
2 使用料及び手数料		41,743	419	42,162
	1 使用料	41,742	409	42,151
	2 手数料	1	10	11
4 繰入金		113,766	0	113,766
	1 他会計繰入金	113,766	0	113,766
7 市債		41,100	△6,900	34,200
	1 市債	41,100	△6,900	34,200
歳 入	合 計	209,828	△6,482	203,346



## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道事業費		77,025	△5,793	71,232
	1 公共下水道事業費	77,025	△5,793	71,232
2 公債費		132,077	△689	131,388
	1 公債費	132,077	△689	131,388
歳 出	合 計	209,828	△6,482	203,346

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	23,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	18,400	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等については、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	17,600	〃	〃	〃	15,800	〃	〃	〃

生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）



## 平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）

平成28年度曾於市の生活排水処理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ11,999千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102,171千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

- 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年2月17日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		6,612	379	6,991
	1 分担金	6,611	380	6,991
	2 負担金	1	△1	0
2 使用料及び手数料		43,236	△1,477	41,759
	1 使用料	43,235	△1,515	41,720
	2 手数料	1	38	39
3 国庫支出金		15,417	△7,884	7,533
	1 国庫補助金	15,417	△7,884	7,533
4 県支出金		1,152	△357	795
	1 県補助金	1,152	△357	795
5 財産収入		15	△13	2
	1 財産運用収入	15	△13	2
6 繰入金		24,735	△2,460	22,275
	1 他会計繰入金	24,735	△2,460	22,275
7 繰越金		1	2,790	2,791
	1 繰越金	1	2,790	2,791
8 諸収入		2	23	25
	3 延滞金加算金及び過料	1	23	24
9 市債		23,000	△3,000	20,000
	1 市債	23,000	△3,000	20,000
歳 入	合 計	114,170	△11,999	102,171

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,188	△430	48,758
	1 総務管理費	10,636	△430	10,206
2 生活排水処理事業費		47,308	△10,982	36,326
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	47,308	△10,982	36,326
3 公債費		17,174	△547	16,627
	1 公債費	17,174	△547	16,627
4 予備費		500	△40	460
	1 予備費	500	△40	460
歳 出	合 計	114,170	△11,999	102,171

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活排水処理事業債	23,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	20,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。



笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）



## 平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）

平成28年度曾於市の笠木簡易水道事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 7,324千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 206,694千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成29年2月17日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		8,184	8,716	16,900
	1 分担金	7,277	7,723	15,000
	2 負担金	907	993	1,900
2 使用料及び手数料		9,632	190	9,822
	1 手数料	141	122	263
	2 使用料	9,491	68	9,559
3 繰入金		5,197	△2,624	2,573
	1 他会計繰入金	5,197	△2,624	2,573
4 諸収入		8,312	4,273	12,585
	2 雑入	8,311	4,272	12,583
	3 延滞金加算金及び過料	0	1	1
5 市債		158,000	△13,000	145,000
	1 市債	158,000	△13,000	145,000
6 繰越金		10,045	9,769	19,814
	1 繰越金	10,045	9,769	19,814
歳 入	合 計	199,370	7,324	206,694

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道事業費		193,671	△7,558	186,113
	1 簡易水道事業費	193,671	△7,558	186,113
2 公債費		5,199	△2,624	2,575
	1 公債費	5,199	△2,624	2,575
3 予備費		500	17,506	18,006
	1 予備費	500	17,506	18,006
歳 出	合 計	199,370	7,324	206,694

第2表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業債	158,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	145,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

水道事業会計補正予算(第5号)





平成28年度曾於市水道事業会計補正予算(第5号)

第 1 条 平成28年度曾於市水道事業会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成28年度曾於市水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 水道事業収益	555,762 千 円	△ 1,206 千 円	554,556 千 円
第 1 項 営業収益	502,610 千 円	△ 2,937 千 円	499,673 千 円
第 2 項 営業外収益	53,137 千 円	1,731 千 円	54,868 千 円
	支	出	
第 1 款 水道事業費用	558,564 千 円	△ 47,041 千 円	511,523 千 円
第 1 項 営業費用	496,476 千 円	△ 40,379 千 円	456,097 千 円
第 2 項 営業外費用	54,468 千 円	△ 6,662 千 円	47,806 千 円

第 3 条 予算第4条本文括弧中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額220,243千円は過年度分損益勘定留保資金198,367千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,876千円に改め資本的収入及び資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	( 既 決 予 定 額 )	( 補 正 予 定 額 )	( 計 )
	収	入	
第 1 款 資本的収入	175,000 千 円	△ 5,000 千 円	170,000 千 円
第 1 項 企業債	175,000 千 円	△ 5,000 千 円	170,000 千 円
	支	出	
第 1 款 資本的支出	404,099 千 円	△ 13,856 千 円	390,243 千 円
第 1 項 建設改良費	310,373 千 円	△ 13,856 千 円	296,517 千 円

第 4 条 予算第5条中起債の限度額「175,000千円」を「170,000千円」に改める。

第 5 条 予算第7条中一般会計からこの会計へ補助を受ける金額「50,598千円」を「51,690千円」に改める。

平成 29 年 2 月 17 日 提出

曾於市長 五位塚 剛